

学位論文題名

『古事記』研究

—垂仁記に関する考察—

学位論文内容の要旨

『古事記』中巻の垂仁天皇条(垂仁記)にはさまざまな性格の「物語」がおのおの独自の達成をしめし、従来も個々の「物語」の検討はなされているが、直接的に政治性をあらわにする平定記事や反乱記事などをふくまないこともあって、おなじ中巻の崇神天皇条や景行天皇条と比較して、これらが王権の書である『古事記』においていかなる意味をになっているかは、いまだ十分にあきらかにされず、中巻をひとつの作品世界としてとらえるうえでおおきな障害となっている。

本論は、垂仁記が「王権の物語」としてなにをかたろうとしているのかを、詳細な表現分析を通じてさぐり、さらに、それが『古事記』中巻の構想のなかでどのような意味をもつかを考察したものである。その際、かつて分析の主流であった歴史的事実との照合や伝承の原形に遡源するといった方法をとらず、あくまでも有機的な構成を有する作品としての『古事記』の内部での論理やその整合性を追求するという、近年提唱されている静態分析の方法に依拠し、あくまでも垂仁天皇条の内部にとどまって、個々の「物語」の具体的な辞句・表現の分析とともに、その構造的な把握とをこころみためたものである。

序章は、従来の分析方法の問題点を指摘し、本論文の分析の方法をあきらかにしたものである。

第一章は、反乱伝承としての特異な内容と、うたを一切ふくまないかたりかたが注目されている「沙本毘売物語」に、あたらしい観点から検討をくわえたものである。第一節では、ここでの「語り直し」の表現に注目し、それが天皇(夫)と沙本毘古王(兄)とのあいだでゆれる沙本毘売像をえがきだす機能、また、垂仁天皇と沙本毘売命がともにいる作中時間をつくりだしていることを確認する。さらに第二節では、沙本毘売命をしめすさまざまな呼称が、その文脈のもとで適切につかいはけられていることを指摘し、その表現効果として、さまざまな関係性のなかにおかれている沙本毘売命を多面的にえがきだしつつ、かたりを活性化する「場面」を形成していることをのべる。

第二章は沙本毘売の遺児でものいわぬ本牟智和氣御子の、出雲での行動をとりあげる。まず第一節では、本牟智和氣御子が最初の発話において「出雲大神」を「葦原色許男大神」とよびあらわしてしまい、またその肥長比売との婚姻が不調におわっていることが、倭＝王権と出雲とのいまだのこる違和を暗示していることを確認する。このことは垂仁記の中巻における意義を究明するうえで重要な指摘である。また第二節では、ひきつづき本牟智和氣御子の発話内容について考察し、従来の研究でもその意味するところが十分に解明されていないこの御子の発話は、葦原色許男大神がいまだにちからをもちつづけている出雲にとどまるべきではないと察知したことのあらわれであるとする。さらに、御子が出雲の神性を体現する肥長比売との婚姻を成立させないことは、『古事記』中巻が、〈神〉をまつりつつ徐々にそこから離れていく、〈人〉＝天皇中心の時代をえがく、という過程の、ひとつの画期をあらわしていると指摘する。

第三章では、垂仁天皇の後妃に関する四種類の記述にみられる「齟齬」について、「弟比売」という表現を軸に考察し、一般に「齟齬」とみられている表現が、むしろこのくだりの内容に緊張感をあたえる効果をもつものであると分析するとともに、后妃としてめされながら、容貌のみにくいことが原因でかえされた円野比売命が、類似の伝承とされている上巻・石長比売のばあいとはちがって、旦波への帰途自殺してしまい、「本主」である美知能宇斯王のもとにかえりつかず、その結果として、美知能宇斯王がここに登場しないことに着目し、これを、美知能宇斯王が、系譜上では垂仁天皇にならぶ位置をしめながら、もはや天皇に匹敵する権威をもたないことをものがたるものであり、それによって旦波の王権への屈服を暗示するものと解釈する。この物語を垂仁記のなかに定位する新見をしめたものとみとめられる。

第四章では、「ときじくのかぐのこのみ」の伝承としてしられる「多遲摩毛理物語」について、多遲摩毛理が垂仁の陵墓と太后・比婆須比売命にひとしく「登岐士玖能迦玖能木実」を献上することの意味を検討し、それは「太后」の地位、その存在の重要さ・偉大さを顕示するものであり、さらに、垂仁記が『古事記』に往々にしてみられる天皇死後の皇位あらそいをともなわず、天皇の死自体をえがくこととあいまって、次代天皇（景行）の生母・比婆須比売命の存在が垂仁記と景行記をより強固にむすびつける機能をはたしている点を強調する。

第五章は、補足的な考察とあわせて垂仁記の「物語」群相互のかかわりや垂仁記の全体像を提示し、本論文の結論をしめす。まず、「沙本毘売物語」「本牟智和気物語」「円野比売物語」「多遲摩毛理物語」それぞれにおいて、〈夫〉〈父〉〈天皇〉、そして空位としての〈天皇〉という多面的な垂仁天皇像が提示されていることを指摘し、つぎに、垂仁記の特異なありかたとして史学のがわからず注目されている「部」の設定記事が、作品論的には「沙本毘売物語」と「本牟智和気物語」とを有機的にむすびつける役割をはたしていることと、垂仁記に配された「遂」字が、それぞれ有効にはたっていることをのべる。そして垂仁記が「欠損と補填」を主題としてえがいていることを指摘し、垂仁記はその独自のありかたにおいて、直接的に「神々の祭祀」や「国内の平定」をかたる崇神記と景行記のあいだを緊密にむすびつける機能をはたしていると結論する。

なお本論文の構成の概略は以下のとおりである。（４００字詰原稿用紙換算約３４４枚）

凡例

序章	1
第一章 沙本毘売物語	
第一節 沙本毘売命の天皇への語り直し	4
第二節 沙本毘売命の呼称の使い分け	14
第二章 本牟智和気御子物語	
第一節 「葦原色許男大神」と出雲	28
第二節 本牟智和気御子の発話	41
第三章 円野比売物語	45
第四章 多遲摩毛理物語	60
第五章 垂仁記論	75
論文初出一覧	

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 身 崎 壽

副 査 教 授 南 部 昇

副 査 准教授 長谷川 千 尋

学 位 論 文 題 名

『古事記』研究

—垂仁記に関する考察—

審査委員会は、本論文が提出されて以後たびたび委員会を開催し、申請論文を慎重に精読・審査し、また口答試問を実施して、十分に審議をかさねて適正な評価につとめた。その結果、以下にのべるような本論文の評価にかんがみ、全員一致して、岡本恵理氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当である、との結論に達して文学研究科教授会に報告した。研究科教授会はこの報告にもとづき審議をかさねて、これを承認したものである。

『古事記』中巻の垂仁天皇条（垂仁記）にはさまざまな性格の「物語」が独自の達成をしめし、注目をあつめている。そのために、従来個々の「物語」の検討自体はなされているものの、ここには直接的に政治性をあらわにする平定記事や反乱記事などがみられないこともあって、おなじ中巻の崇神天皇条や景行天皇条と比較して、これらが王権の書である『古事記』においていかなる意味をになっているか、いまだ十分にあらわにされてはいない。これは中巻をひとつの作品世界としてとらえるうえでおおきな障害となっているといえよう。

本論は、垂仁記が「王権の物語」としてなにをかたろうとしているのかを、詳細な表現分析を通じてさぐり、それが『古事記』中巻の構想のなかでどのような意味をもつかを考察したものである。その際、かつて分析の主流であった歴史的事実との照合や伝承の原形に遡源するといった方法をとらず、あくまでも有機的な構成を有する作品としての『古事記』の内部での論理やその整合性を追求するという、近年提唱されている静態分析の方法に依拠し、あくまでも垂仁天皇条の内部にとどまって、「沙本毘売物語」「本牟智和氣御子物語」「円野比売物語」「多遲摩毛理物語」のそれぞれについて、詳細かつ具体的な辞句・表現の分析と「物語」の構造的な把握とをこころみたものである。

本論は徹底的な内在分析・実証的なよみを通じて垂仁記の分析と統合をこころみた点、画期的なものと評価できる。本論の考察によって、「王権の物語」としての垂仁記の表現の達成、すなわち垂仁記全体がかたろうとしているもの、そして、『古事記』中巻全体のなかにおいて垂仁記がもつ意義がほりおこされたことは、今後の研究動向に確実に影響をあたえることになるとおもわれる。とりわけ、第一章、第二章の内容は、すでに公表されて学界でたいへん評価を獲得している。ただ、細部のつめにおいて、たとえば本牟智和氣御子の発話内容の検討においては、議論の余地をのこしており、さらなる検討がのぞまれる。また、第三、第四の二章は、研究の現状を打開する可能性を有するはずかすの重要な指摘をしているものの、さきの二章に比してやや論理の飛躍や分析の不十分さが感じられ、今

後に課題をのこしたといわねばならない。第五章の結論も、それ自体は有効なものとしても、その主張のうらづけにはさらなる検討が必要であろう。しかしながら、本論は、従来の研究では十分になされてこなかった垂仁記の全体像の研究としても、今後学界に寄与するところがすくなくないと評価できる。